簡易公募型競争入札方式に準じた手続きによる手続き
開始の掲示文兼入札説明書（電子入札及び電子契約対象案件）

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の令和８年度耐震改修工事に伴う団地内施設の調査・移転費用等算定等業務（東京地区２）に係る手続開始の掲示に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

１　手続開始の公示日

令和８年11月13日

２　発注者

東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　井添　清治

３　業務概要

(1)業務件名

令和８年度耐震改修工事に伴う団地内施設の調査･移転費用等算定等業務（東京地区２）

(2)業務内容

東京都内の団地において実施する耐震改修工事に伴い、移転等が必要となる団地内施設の移転費用等算定及び移転費用等の内容説明業務を行う業務である。

なお、本業務の全部又は主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、調査・移転費用算定等の手法の決定及び技術的判断等、共通仕様書第47条から第53条までに掲げる業務）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(3)履行期間

契約締結日の翌日から令和11年１月31日まで

(4)業務の詳細説明

「令和８年度耐震改修工事に伴う団地内施設の調査･移転費用等算定等業務（東京地区２）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

仕様書の一部については、本業務の参加希望者に対し、令和８年11月13日（金）から令和８年11月30日（月）の間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで（ただし正午から午後１時の間は除く）以下の場所で交付する。なお、交付に際しては、あらかじめ交付希望日時を連絡の上、記名押印した別紙「機密保持に関する確認書」が必要となるので持参すること。

〒163-1382
東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
ストック事業推進部施設課

電話03-5323-3329

(5)成果品

仕様書のとおり。

(6)履行場所

東京都内

(7)入札方法

本業務においては、入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いものは、「紙入札方式参加承諾願」を提出し、発注者の承諾を得ることにより紙入札方式に代えることができる。

紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」https://www.ur-net.go.jp/order/の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所

提出期間：７(1) ①の参加表明書の提出期間に同じ。

提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部調達管理課　電話03-5323-2574

提出部数：２部（１部押印し返却します）

4　指名されるために必要な要件

(1)入札参加者に要求される資格

次の①から③に掲げるすべての条件を満たしている単体企業であること。

① 参加表明者

イ　当機構東日本地区における令和７・８年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、業種区分が「補償」の認定を受けている者であること。

ロ　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者ではないこと。

ハ　参加表明書の提出期限から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けていない者であること。

ニ　平成28年度以降において（平成28年４月１日から参加表明書受領期限まで）において受注し業務完了（下請受注による業務の実績は含まない。）した下記に記載する「同種業務」若しくは「類似業務」の実績がある者であること。

・同種業務　当機構東日本地区管内で機構又は機構以外の施行者による土地区画整理事業、市街地再開発事業又は収用対象事業及び団地再生事業等において発注された営業補償及び借家人補償を伴う建物に係る調査・算定・補償説明業務（但し、事業損失に係るものを除く。）

・類似業務　当機構東日本地区管内で機構又は機構以外の施行者による土地区画整理事業、市街地再開発事業又は収用対象事業及び団地再生事業等において発注された借家人補償を含む建物に係る調査・算定・補償説明業務（但し、事業損失に係るものを除く。）

ただし、完了した業務のうち、機構における企業の成績評定結果が60点未満の業務は実績として認めない。

ホ　東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の内、いずれかに営業拠点等（技術者が１名以上常駐する本・支店又は営業所等の拠点をいう。なお、技術者とは下記②イに掲げる者とする。）を有する者であること。

ヘ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページの「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「当機構で使用する標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）

② 配置予定現場代理人

イ　平成28年度以降において、４（1）①参加表明者ニで示した「同種業務」若しくは「類似業務」の履行実績（下請、出向又は派遣による業務の実績を含む。）がある者であること。

ロ　次のいずれかの資格を有する者であること。

・一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第3条に掲げる総合補償部門において、第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

・土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第８条に規定する登録を受けている者又は同法第４条に規定する土地家屋調査士となる資格を有する者

・測量法（昭和24年法律第188号）第49条第１項に規定する測量士

・建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第１項に規定する建築士

・補償実務経験が７年以上の者

ハ　参加表明書の提出期限日時点において参加表明者と直接的な雇用関係がある者。

③ 上記①から②に定めるものの他、掲示文兼入札説明書等に定める事項に違反するものでないこと。

５　入札参加者の決定方法

入札参加者を選定するための基準選定に係る評価基準は上記４に定める要件を満たしていることを前提とし、選定に係る評価基準は以下の【入札参加者を選定するための評価基準】のとおりとし、評価点の合計が高いものから原則 10 者を選定する。また、評価点の合計が高い者から選定して同点により 10 者以上となった場合は、当該者全てを選定するものとする。

参加表明者が 10 者に満たない場合は参加表明者数とする。

なお、参加表明者が 10 者に満たない場合でも、評価基準において非選定とする場合に該当した参加表明者は選定しない。

【入札参加者を選定するための評価基準】

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価のウェイト
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	（様式１）（様式２）（様式８） 技術部門登録について下記の順位で評価する。 ①下記③の認定を受けているほか、以下のいずれかの者 ・社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第３条に掲げる総合補償部門において、第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士、かつ、建築士法第２条第１項に規定する建築士を有している。 ・社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第３条に掲げる物件部門、営業・特殊補償部門、補償関連部門において、第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士、かつ、建築士法第２条第１項に規定する建築士を有している。 ②下記③の認定を受けているほか、以下のいずれかの者を有している。 ・社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第３条に掲げる総合補償部門において、第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 ・社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第３条に掲げる物件部門、営業・特殊補償部門及び補償関連部門において、第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 ③当機構東日本地区における令和７・８年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「補償」の認定を受けている。	①　５点 ②　２点 ③　０点
	迅速性	営業拠点等の所在地	（様式３） 営業拠点等の所在地を下記の順位で評価する。 ①東京都内または埼玉県内に営業拠点等を有する。 ②千葉県内または神奈川県内に営業拠点等を有する。	①　５点 ②　３点
	専門技術力	成果の確実性	（様式４） 平成 28 年度以降において受注し業務完了した以下「同種」又は「類似」業務に係る実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が２件以上ある。 ②同種業務の実績がある。 ③類似業務の実績がある。 ※ただし、前年度に完了した業務のうち、機構における企業の成績評定結果が60点未満の業務は実績として認めない。 ※業務の定義は４(1)①ニを参照 ※記載する業務は同種業務、類似業務それぞれ２件までとし、１枚につき１件まで記載する。	①　15 点 ②　10 点 ③　５点

配置予定現場代理人の経験及び能力	資格要件	技術者資格	（様式５） 技術者資格を下記の順位で評価する。 ①下記のいずれかの資格を有する者であること。 ・総合補償部門に登録された補償業務管理士 ・物件部門、営業・特殊補償部門及び補償関連部門に登録された補償業務管理士 ②下記のいずれかの資格又は経験を有する者であること。 ・①で定める部門に係る補償業務に関し７年以上の実務経験を有する者 ・建築士 ③下記のいずれかの資格等を有する者であること。 ・①で定める部門以外の部門に登録された補償業務管理士 ・土地家屋調査士又は土地家屋調査士になる資格を有する者 ・測量士	①　10 点 ②　３点 ③　１点
	専門技術力	業務執行技術力	（様式６） 平成 28 年度以降において受注し業務完了した以下「同種」又は「類似」業務に係る実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が２件以上ある。 ②同種業務の実績がある。 ③類似業務の実績がある。 ※なお、同種業務又は類似業務の実績が無い場合は欠格とする。記載する業務は同種業務、類似業務それぞれ２件までとし、１枚につき１件まで記載する。	①　15 点 ②　10 点 ③　５点
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		（様式７－１）（様式７－２）（様式８） 下記の項目に該当する場合には選定しない。 ・下請負等の内容が主たる業務である場合。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合	―
			評価点　合計	50 点

(1)積算基準

希望者は、本業務に係る積算基準の閲覧をすることができる。

① 閲覧期間：令和８年 11 月 13 日（金）から令和８年 12 月 25 日（金）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 10 時から午後５時まで（ただし正午から午後１時の間は除く）

② 閲覧場所：下記６(2)に同じ

③ 閲覧方法：不正競争防止の観点から、あらかじめ電話連絡の上閲覧する日時を決定するものとし、連絡なしで直接訪問された場合は、後日改めての日時の閲覧とする場合がある。

６　担当部署等

(1)入札及び契約に関する事項

〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部調達管理課　電話03-5323-2574

(2)参加表明書及び資料について

〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
ストック事業推進部 施設課 電話03-5323-3329

7　参加表明書の提出等

(1)本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。本部長は、参加表明書及び資料を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、４(1)に掲げる競争参加資格の資格を有している者とする。

４(1)①イの認定を受けていない者も次に従い参加表明書を提出することができる。この場合において、４(1)①ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、４(1)②及び③に掲げる事項を満たしているときは、令和８年11月20日(金)までに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下、申請書とする。）を上記６(1)に提出することを条件として指名する。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時までに上記４(1)①イに掲げる事項を満たしていなければならない。

① 提出期間：令和８年11月16日（月）から令和８年11月30日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）。

② 提出場所：６(2)に同じ

③ 提出方法：参加表明書は別記様式１『参加表明書』をPDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）にして添付し、電子入札システムで提出すること。（添付するのは「別記様式1」のみとする。）あわせて、別記様式１を含む全ての必要書類を上記②の提出場所に事前連絡のうえ持参若しくは提出期限までに必着での書留郵便による郵送とすること。(電送によるものは受け付けない。)

※電子入札による場合でも、電子による申請と同時に書類一式を上記②の提出場所に持参若しくは郵送する必要がある。

＜承諾を得て紙入札とする場合＞

全ての必要書類一式を上記②の提出場所に事前連絡のうえ持参若しくは提出期限までに必着での書留郵便による郵送とすること。（電送によるものは受け付けない。）あわせて、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(460円）分の切手を貼付した長３号封筒を上記②の提出場所に提出すること。

(2)参加表明書は、別記様式１から別記様式８までにより作成すること。

(3)参加表明書は、次に従い作成すること。

① 一般競争参加資格及び登録状況

当機構東日本地区における令和７・８年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（業種区分：補償）に係る一般競争（指名競争）参加資格の登録状況を、別記様式１に記載すること。また、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況について、別記様式２に記載すること。

② 営業拠点等の所在地

営業拠点等(技術者が１名以上常駐する本店、支店又は営業所等の拠

点をいう)の所在地を別記様式３に記載すること。

③ 同種又は類似の業務の実績

当該業務と同種又は類似の業務の実績を別記様式４に記載すること。記載する同種又は類似の業務の実績の件数は最大各２件までとし、業務１件につき１枚に記載すること。

また、記載した同種又は類似の業務に係る契約書・仕様書等の写し（但し、同業務がTECRISに登録されている場合は、契約書の写しの代わりに当該登録内容が確認できる書類を提出すること）を提出すること。

④ 配置予定現場代理人の資格又は経験、同種又は類似の業務の実績及び所属証明

配置予定現場代理人の経歴等について、別記様式５及び別記様式６に記載し、記載した保有資格等に係る証明書の写し、及び記載した同種又は類似の業務に係る契約書・仕様書等の写しを提出すること（但し、同業務がTECRISに登録されている場合は、契約書の写しの代わりに当該登録内容が確認できる書類を提出すること）。

また、配置予定現場代理人が参加表明者に所属していることが確認出来る書類（健康保険証の写し等）を提出すること。

⑤ 業務の実施体制

業務の実施体制について、別記様式７－１、別記様式７－２に記載すること。

⑥ 保有する技術職員の状況について、別記様式８に記載すること。

(4)その他

① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された参加表明書は、返却しない。

③ 本部長は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

④ 提出期間以降における参加表明書の差替え及び再提出は、認めない。

⑤ 参加表明書に関する問合せ先

上記６(2)に同じ。

⑥ 令和７・８年度競争参加資格に関する問合せ先

上記６(1)に同じ。

(5)指名したものに対しては、令和８年12月９日(水)までに電子入札システムにより通知（承諾を得て紙入札とする場合は、書面により発送）する。

８　非指名理由の説明

(1)参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下、「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知（承諾を得て紙入札とする場合は、書面により発送）する。

(2)指名しなかった旨の通知を受けた者は、本部長に対して非指名理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：指名しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して５日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１

条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の午後４時

② 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得て紙入札とする場合は書面（様式は自由）を６（1）へ持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3)本部長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して５日以内に説明を求めた者に対し電子入札システム（承諾を得て紙入札とする場合は、書面）により回答する。

9　掲示文兼入札説明書に対する質問

(1)この掲示文兼入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

電子入札システムでの質問書提出の際、登録が完了した時点で題名及び質問内容は、他の事業者も参照できるようになるため、質問者が特定できるような情報は記載しないこと（機構ＨＰ掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答（https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html）」を厳守すること）。

① 提出期間：令和８年11月16日(月）から令和８年12月14日（月）まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）

② 提出場所：上記６(1)に同じ。

③ 提出方法：電子入札システムで提出すること。
承諾を得て紙入札による場合は書面を、６(1)へ持参又は簡易書留等配達記録の残る方法にて郵送するものとする。

(2)(1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより閲覧に供するが、紙により質問書を提出した者の回答及び機構からの補足訂正事項等を閲覧に供する場合もあるので、電子入札システムにて提出した者も必ず下記の閲覧場所にて閲覧すること。

① 期間：令和８年12月21日(月)から令和８年12月23日(水)までの毎日、午前10時から午後４時まで(正午から午後１時までの間は除く。)

② 場所：東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
ストック事業推進部入口（閲覧コーナー）

10　入札の日時、場所及び方法

(1)入札書の提出日時
令和９年１月12日（火）午前10時から正午まで

(2)入札の場所
東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部入札室

(3)入札方法
イ 電子入札による場合

電子入札システムにより提出すること。

ロ 承諾を得て紙入札とする場合

入札書は３（7）の当機構のホームページの電子入札ページに掲載の様式を用いるものとし、電子くじ番号として任意の３桁の数字を必ず記入すること。

提出は６(1)に持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ハ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるとき は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ニ　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

11　開札の日時、場所及び方法

(1)日時

令和９年１月13日（水）　　午前10時00分（予定）

(2)場所

上記10(2)に同じ。

(3)開札方法

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

承諾を得て紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち合いは不要。）。

開札の結果、落札者がないときは、直ちに又は別に日時を定めて再度入札を行う。（紙による入札者が代理人により再度入札に参加する場合は委任状を提出すること）

紙による入札参加者が１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意志の有無を直ちに明らかにすること。

12　公正な入札の確保

(1)入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2)入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で、他の入札の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3)入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13　入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金　免除

(2)契約保証金　免除

14　入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札心得書（当機構ＨＰを参照https://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html）において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により指名された者であっても、開札の時において指名停止要領に基づく指名停止を受けている者、開札の時において４に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

15　落札者の決定方法

(1)独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第４号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2)落札者となるべきものが２者以上あるときは、速やかにくじ引きにより落札者を１者決定する。

16　手続における交渉の有無　無

17　契約書作成の要否等

業務請負契約書（当機構ＨＰの「入札・契約情報」に記載）により、契約の手続を電子署名を用いた電子契約又は紙契約方式で行う。入札参加者は入札書提出時に「電子契約方式確認書」を電子入札システムの入札書提出画面における内訳書の欄に添付して送付すること。「電子契約方式確認書」を添付しない状態で 入札書を提出することはできない。なお、紙入札により入札に参加する場合は、電子契約方式確認書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて提出すること。ただし、紙契約方式での 契約締結を希望する場合は、当該確認書においてその旨を明らかにすること。確認書の様式は機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書　入札（見積）関連様式について からダウンロードすること。

URL：https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html

使用する電子契約サービスの詳細及びマニュアルは機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程 から参照すること。

URL：https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html

電子契約サービスを利用する場合、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管※を自らの責任 において行うことについて了承の上、電子契約手続きを行うこととする。また、当機構のクラウドサインの契約期間（令和11

年３月31 日まで）満了後、クラウドサイン上で契約書を確認することができないため、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管は上記の契約期間満了前までに行うこととする。

※電子帳簿保存法に対応した保管とは、以下の要件を満たして保管する運用である。

・真実性の確保
・関係書類の備付
・見読可能性の確保
・検索機能の確保

詳細については、以下のクラウドサインホームページを参照すること。
https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348
お問い合わせ先：東日本賃貸住宅本部調達管理課 TEL03-5323-2574

18　支払条件

前払金30％以内、部分払12回及び完了払

19　火災保険付保の要否　不要

20　関連情報を入手するための照会窓口

上記６(2)に同じ。

21　その他

(1)入札参加者は、機構ホームページ（http://www.ur-net.go.jp/）の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得（電子入札用の入札心得を含む。）、業務請負契約書案及び電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。

(2)電子入札システムの質問書提出において、題名及び質問内容に質問者が特定できるような情報が記載された場合、公正な入札執行を害するものとして、失格とすることがある。

(3)参加表明書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4)落札者は、参加表明書に記載した配置予定の現場代理人を当該業務に配置すること。また、参加表明書及び資料に記載した配置予定現場代理人は、原則として変更できない。ただし、退職、病休及び死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の現場代理人であることについて発注者の了解を得なければならない。

(5)提出された参加表明書は返却しない。提出された資料は、参加表明書の評価以外に提出者に無断で使用しない。なお、資料を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(6)電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～１月３日を除く毎日、8時30分から20時00分まで稼動している。

(7)システム操作マニュアルは、ＵＲ都市機構　入札・契約情報電子入札のホームページに公開している。

(8)障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問合せ先

電子入札総合ヘルプデスク　℡0570-021-777

電子入札ホームページ　http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/

・ＩＣカードの不具合等発生時の問合せ先

ＩＣカード取得先のヘルプデスクへ問合せすること。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部調達管理課　電話03-5323-2574

(9)入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

・競争参加資格確認申請書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)

・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）

・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）

・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）

・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システム

から自動通知）

・見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(10)電子入札システムで送信する書類に添付資料をつける場合の注意事項

ファイル形式はWord2019形式以下のもの、Excel2019形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(11)第１回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混在する場合があるため、別途指示する。

(12)本業務は業務成績評定対象業務として、受注者に対して、業務完了後、業務成績評定点を通知する。受注者が参加表明書及び資料に記載した内容を履行しなかった場合は、業務成績評定点に反映することがある。また、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

(13)落札者は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照）を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。再委託等をする場合は、落札者は当該受託者等に対しても同等の措置をとらなければならない。

(14)落札者（受注者）は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照）を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

(15)当該業務の実施については、関係法令等を遵守すること。

(16)独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

1)　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

3) 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以　上

別記様式１

参加表明書

令和８年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長　井添　清治　殿

（提出者）
住　　所
商号または名称
代 表 者 氏 名　　印※１

連絡先　部署
担当者名
電話／ファクシミリ
※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担　当　者（会社名・部署名・氏名）：
※２　連絡先（電話番号）１
連絡先（電話番号）２

令和８年11月13日付けで手続開始の掲示のありました「令和８年度耐震改修工事に伴う団地内施設の調査・移転費用等算定等業務（東京地区２）」に係る指名競争に参加を希望します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

本競争に必要な「（工種等・等級）」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

□申請中⇒□新規又は更新

□工種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

□登録済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出及び登録番号を記載

登録番号							

（※）当機構東日本地区における令和7・８年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「補償」の認定を受けている者は、登録番号を記載すること。参加表明書提出時に上記競争参加資格の認定を受けていない者も掲示文兼入札説明書７に従い参加表明書を提出できるが、競争に参加するには、開札の時までに、当該資格の認定を受け、かつ、指名されていなければならない。

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

別記様式２

・建設コンサルタント登録規程その他の登録規程に基づく登録状況

提出者：

登録規程の題名	登　録　番　号	登 録 年 月 日	登　録　部　門

別記様式３

・営業拠点等の所在地

提出者：

本社・支店・営業所等の区分	
住所	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
代表者氏名（役職名）	
常駐する技術者の数及び有資格者数 （専門分野別）	

別記様式４

・参加表明者の平成28年度以降に受注し完了した同種又は類似業務実績

提出者：

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 (担当部局) 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注１：業務分類には、掲示文兼入札説明書４(1)①ニに記述のある「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注２：記入に際しては１件あたり本様式１枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。なお、下請による業務の実績については、当該業務が「同種業務」又は「類似業務」と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

別記様式５

・配置予定現場代理人の経歴等

提出者：

① 氏名			
② 所属・役職 （入社年月日：　　年　　月　　日）			
③ 保有資格 ・　　（登録番号：　　取得年月日：　　） ・　　（登録番号：　　取得年月日：　　）			
④ 技術的実務経験７年以上ある場合 ・別途履歴書を添付			
⑤ 同種業務又は類似業務の業務経歴（平成 28 年度以降、最大２件）			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
従事者としての実務経験 （従事機関名）		役職	従事期間
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
従事者としての実務経験 （従事機関名）		役職	従事期間

注１：業務分類には、掲示文兼入札説明書４(1)①ニに記述のある「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注２：記入に際しては本様式１枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書等を含む）の写し等を添付すること。ただし、TECRISに登録されている場合は、当該登録内容及び業務内容を確認できる書類を添付すること。

注３：予定現場代理人が参加希望者と雇用関係がある旨証する書類の写しを添付すること。

別記様式６

・配置予定現場代理人の平成 28 年度以降に経験した同種又は類似業務の実績

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	（○○技術者として従事）
技術的特徴	

注１：業務分類には、掲示文兼入札説明書４(1)①ニに記述のある同種業務、類似業務のいずれかを記載する。

注２：○○技術者とは、「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注３：記入に際しては１件あたり本様式１枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務が同種業務又は類似業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

別記様式７―１

・業務の実施体制

提出者：

業務実施 体制	
重要情報又は 個人情報の 管理体制	

別記様式７－２

業務実施体制

下請負等の予定	（委任又は請け負わせる者）
	（委任又は請け負わせる内容）
技術協力の予定	（協力先）
	（協力を求める内容）

注：技術協力とは、業務の一部について学識経験者等の第三者から指導又は助言を受けることをいう。

別記様式８

・保有する技術職員の状況

提出者：

専　門　分　野	技　術　職　員　数	うち有資格者数

注：「うち有資格者数」の欄には専門分野ごと該当する資格の名称（例：補償業務管理士、建築士など）及び資格ごとの人数を記載する。補償業務管理士を記載する場合は登録部門別に記載する。

別紙

令和８年　月　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　　井添　清治　殿

（住所）
（会社名）
（代表者名）　　実印

機密保持に関する確認書

当社は、「令和８年度耐震改修工事に伴う団地内施設の調査・移転費用等算定等業務（東京地区２）」への参加検討のため、貴機構より開示される対象施設の詳細情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

１．当社は、機構より開示される詳細情報に関する資料、図面、データその他の情報及び資料（以下「秘密情報」といいます。）について、その秘密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。

２．当社は秘密情報を本件業務参加検討以外の目的には使用しません。また、本確認書の存在及び内容に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても秘密情報として扱い、本確認書に定める秘密保持義務を負うものとします。

３．当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして秘密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合についてはこの限りではありません。

イ　司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続、指導、要求等により機密情報の開示を請求された場合

ロ　本件調査のために必要な当社及び当社の関連会社の役員及び従業員、本件調査に必要な保険、融資又は信託設定の依頼先、並びに弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士及び設計会社・調査会社等の専門家に対し、本確認書と同等の秘密保持義務を課した上で秘密情報を開示する場合

４．次に記載する情報については、本確認書に定める秘密情報に該当しないものとします。

イ　貴機構により開示された時点で、既に公知の情報

ロ　貴機構により開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報

ハ　貴機構に対して秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報

５．当社は、本件業務参加検討が終了した場合又は本件業務参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとします。

６．当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。

７．当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以　上

（御担当者様のご連絡先）

御部署　　御氏名

tel）　－　－　fax）　－　－

※本書面の提出にあたっては、印鑑証明書（提出日の３か月以内発行）を添付すること。ただし、当機構に提出した使用印鑑届がある場合には、当該届の写し（当機構の受付印があるものに限る。）の添付をもってこれに代えることができる。